

環境省

廃棄物処理法見直しへ着手

優良業者育成策も検討

環境省は廃棄物処理法見直しに向け、施行状況調査を目的とした業界関係者へのヒアリングを実施する。現行の改正廃棄物処理法は2011年4月に施行されたが、前回の改正点のみならず法全体の施行状況を把握するため、実際に法のもとで事業を行う廃棄物処理業者や廃棄物を委託している排出事業者などの関係団体を中心に、幅広く聞き取り調査を行っていく考えだ。この成果をもとに、来年度は中央環境審議会で見直しに向けた議論をスタートさせる計画。見直しに当たっては、前回改正の流れを汲んだ優良産廃業者のさらなる育成策なども検討していく。

廃棄物処理法は5年ごとに見直しを行うことになっており、同省は来年度には中央環境審議会に諮

問する形で見直しに向けた議論を開始したい意向だ。それに先駆けて、今年

度はさまざまな業界団体を対象にヒアリングを実施、処理業者・排出事業者から生の声を聞いて、

見直し議論に生かしていく考えだ。全国産業廃棄物連合会などでは法律見直しに先駆けて業界として法制度の問題点を抽出し要望をまとめる作業を進めており、こうした動きに対応し業界の意見を吸い上げていく。

前回の改正では排出事業者責任強化の施策として、建設工事に伴う廃棄物排出責任を元請に一元化。不法投棄の中で相当量を占める建設系廃棄物の不法投棄の撲滅を目指した。この改正については当初分かったが、着実に実施されているか検証していくことになる。

排出事業者責任の強化と並んで改正の柱となったのが産業廃棄物処理法の優良化の推進で、優良産廃業者認定制度を創設。認定を受けた業者は許可の更新期限が従来の5年から7年に延長されることとなった。のちに環境配慮契約法の条件に盛り込まれたこともあり、認定業者は着実に増加している。これまで規制色の強かった廃棄物処理法に、優良業者の育成が明確に盛り込まれたのが前回改正の大きな特徴の一つだった。

次回見直しでもこの流れが引き継がれ、より強化される方向となることが期待されている。優良認定制度については、業界からは「またインセンティブが少ない」、「排出事業者の認知度が低い」などの問題点が指摘されている。より実効性のあ

る制度にしていくことが求められる。

一方、排出事業者からは欠格要件や、廃棄物か否かの判断基準などの問題点が指摘されている。欠格要件については前回の改正で役員連鎖が緩和されたが、依然として厳しい規定となっており、動脈産業の静脈産業参入の障壁などになっているとされる。また、動脈産業の製造工程から発生する副産物などが廃棄物か否かの判断基準がいまいかなことがリサイクル推進の妨げとなっているとの指摘もある。